

第 8 号議案

平 成 2 7 年 度

亀岡市土地取得事業特別会計予算

## 平成27年度亀岡市土地取得事業特別会計予算

平成27年度亀岡市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

374,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成27年3月2日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 327,200
	2 財産売却収入	327,200
2 繰入金		4,200
	1 繰入金	4,200
5 市債		43,400
	1 市債	43,400
歳入合計		374,800

2 歳出

款	項	金額
1 財産取得費		千円 45,142
	1 土地取得費	45,142
2 公債費		328,865
	1 公債費	328,865
4 予備費		793
	1 予備費	793
歳出合計		374,800

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地取得事業	<p style="text-align: center;">千円 43,400</p> <p>(ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)</p>	<p>(1) 普通貸借 (2) 証券発行 (3) 本債にかわる短期債を起すことができる。</p>	<p style="text-align: center;">5%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>